

- (イ) 保守点検の項目及び内容  
保守点検の項目及び内容は、浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第2条に示す保守点検の技術上の基準を基本とし、必要に応じて、自主点検項目を追加する。
- (ウ) 保守点検の回数
  - ① 保守点検の回数は、浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第6条の規定を基本とし、必要に応じて自主点検を行う。
  - ② 国土交通大臣の認定を取得している処理方式については、評定申請書類の中に記載されている保守点検回数を基本とし、必要に応じて自主点検を行う。
- (エ) 保守点検に関する計画書及び報告書の作成
  - ① SPC は、保守点検に関する内容（点検内容、点検頻度等）を記載した保守点検長期計画書及び保守点検年度計画書を市に提出し、確認を受けるものとする。
  - ② SPC は、保守点検結果（巡回時の調整状況、汚水処理量等）を記載した保守点検結果報告書を毎月、市に提出するものとする。
- ウ 水質検査
  - (ア) 水質検査の実施
    - ① SPC は、浄化槽法第7条に規定する設置後の水質検査及び浄化槽法第11条に規定する定期検査（以下、「法定検査」という。）を受検するとともに、安定した処理機能を維持するため、自主的に水質検査項目及び回数を定めて、自主検査を行う。
    - ② 法定検査の内容は、各都道府県知事及び政令市長あての厚生省生活衛生局水道環境部長通知（平成7年6月20日付衛浄第33号）に従う。
    - ③ 自主検査の内容は、「農業集落排水施設設計指針」の中の8、3汚水処理施設の維持管理3（2）の記述を基本とする。
    - ④ SPC は、水質汚濁防止法第14条2項に規定される処理水に係る汚濁負荷量の測定を行い、その結果を記録し保存する。
      - a 化学的酸素要求量  
化学的酸素要求量については、「化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法について」（昭和54年11月19日付、環水規173号、各都道府県知事・各政令市長あて環境庁水質保全局長通達）によ

- る。
- b 窒素含有量  
窒素含有量については、「窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」（平成13年環境省告示第77号）及びこれに基づく諸規定による。
- c りん含有量  
りん含有量については、「りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」（平成13年環境省告示第78号）及びこれに基づく諸規定による。
- (イ) 法定検査結果の報告
  - ① SPC は、法定検査を受検したときは、必要に応じて関係機関に報告するとともに、その記録は関係法令で定められた期間保存するものとする。
  - ② SPC は、関係機関への報告内容について市へ報告するものとする。
- (ウ) 水質検査に関する計画書及び報告書の作成
  - ① SPC は、法定検査を含む水質検査に関する内容（検査内容、検査頻度等）を記載した水質検査長期計画書及び水質検査年度計画書を市に提出するものとする。
  - ② SPC は、水質検査結果を記載した水質検査結果報告書を毎月、市に提出するものとする。
- エ 汚水処理施設の清掃
  - (ア) 清掃に関する基本的事項
    - ① 汚水処理施設の清掃は、浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第3条に規定する清掃の技術上の基準に従って実施する。
    - ② 清掃の回数は、浄化槽法第10条または浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第7条の規定に従って実施する。
  - (イ) 汚水処理施設の清掃に関する計画書及び報告書の作成  
SPC は、清掃に関する内容を記載した清掃長期計画書及び清掃年度計画書を市に提出するものとする。また、清掃結果を記載した清掃結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

オ 汚泥の運搬

(ア) 汚泥の運搬に関する基本事項

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（一般廃棄物処理業）、同施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）等の関係する法令等を遵守し、適正な汚泥の運搬に努める。
- ② 処分先のし尿処理場と連絡を密にとり、汚泥の搬出・運搬が円滑に行えるように努める。

カ 汚水処理施設の修繕・更新

(ア) 業務の内容に関する留意事項

本事業の対象とする修繕は、日常の維持管理に伴い発生する軽微な修繕（以下「日常修繕」という。）、及びファンベルト等の定期的な交換が必要となる部品等の交換、ポンプ等の分解補修等の機器の調整等（以下「定期修繕」という。）を対象とするものとし、水槽及び建屋の側面、連続する一面全体または全面に対して行う修繕、水槽防水・防食工の更新、機械設備・電気設備に係る設備機器・配管・配線等の全面的な更新等の大規模修繕は、本業務の対象としない。ただし、前記第2、2、(8)、イ、(ア) で述べたように、汚水処理施設の機械設備・電気設備に係る全面更新の時期が供用開始後10年として設計する場合は、必要な機器等の更新を定期修繕として取り扱うこととしており、当該更新に必要な経費を費用に計上し、長期修繕計画に位置付ける。

また、表-16、表-17及び表-18に掲げる機器並びに工事については、耐用年数及び機器等の劣化状況を勘案し、事業期間中に、市は、別事業でこれらを更新する場合がある（別事業の取扱いについては、後記3、(6)、カ、(キ)による。）。

なお、供用開始後10年以内に機械設備・電気設備の全面的な更新が必要となった場合は、あらかじめ供用開始後10年以内に機械設備・電気設備の全面更新を必要とする設計を行う場合を除き、要求水準未達と判断し、この修繕・更新に係る増加費用は、SPCの負担とする。

表-16 耐用年数10年程度を想定している機器及び工事

名称	備考
センサー、変換器を含む計装機器	例) DO計、MLSS計、pH計、COD自動計測装置、T-NTP自動測定装置、空気流量計
防食工事	
防水工事	

表-17 耐用年数15年程度を想定している機器及び工事

名称	備考
ポンプ（水中、陸上）	電動機若しくは減速機を含む設備で、修繕、オーバーホールを実施するよりも本体交換を行った方が経済面、性能面で優れている場合
フロア及びファン	
電動機、減速機等を含む特殊な製作機械	

表-18 別事業で更新する場合に対象となることも考えられる設備及び工事

名称	備考
電動機等を含まない機械設備製作機器	
電気計装設備類	例) 制御盤、計装盤、制御装置、流量計、水位計
機能を強化するための追加機器	

(イ) 修繕に関する計画書及び報告書の作成

- ① 修繕の対象設備、修繕の内容、修繕の時期、概算工事費等を記載した修繕長期計画書、及び修繕の対象設備、修繕の内容、工事工程、性能確認方法等を記載した修繕年度計画書を市に提出し、確認を受けるものとする。修繕長期計画の期間は、20年間とする。
- ② SPCは、施設の故障、損傷の発生の有無及び修繕結果を記載した修繕結果報告書を毎月、市に提出するものとする。

(ウ) 修繕後の性能の確認

SPCは、施設の修繕が終了した時は、修繕長期計画書及び修繕年度計画書に基づいて、当該設備の性能を確認し、その結果を市に報告するものとする。

(工) 施設の故障・損傷時の対応

万一、施設の故障、損傷等が発生した場合には、SPCはただちに市と協議を行い、徹底した原因調査を行い、十分な対策を講じるものとする。

(オ) 経年劣化等への対応

適切な修繕によっても、経年劣化等によっても、施設が所要の性能を発揮させることができない場合は、SPCは、その保全方法を検討し、速やかに改善を図るものとする。

(カ) 新技術等による施設の修繕

SPC は、新技術等による施設修繕を行うとすることを、修繕の対象設備の様・図面、修繕の内容、工事工程、性能確認方法を記載した施設修繕計画書を市に提出し、市の確認を受けるものとする。

(キ) 前記2、(6)、イ、(ア)及び3、(6)、カ、(ア)に定める別事業の取扱いについて

① 市は、SPC が適切な運転、保守点検、修繕を行ったにも係わらず、前記2、(6)、イ、(ア)及び3、(6)、カ、(ア)の但し書きに定める機器について、耐用年数の経過に伴う劣化が認められる場合は、別事業で更新する場合がある。

② 別事業の実施に当たっては、市はSPCと維持管理期間が概ね10年を経過した時点で、協議を開始し、実施時期・実施内容等を定めるものとする。

当該事業に係る費用は、市の負担とする。また、当該事業の一部を国庫補助事業として行う場合には、SPCは、市が行う補助金申請等に係る業務の支援を行う。

③ 市が大規模修繕を行ったときは、市とSPCは協議の上、長期修繕計画に位置付けられている定期修繕の内容及び維持管理委託料の見直しを行う。

キ 年次報告書の提出

SPCは、上記イ、ウ、エ及びカの各業務において毎月提出する各結果報告書を纏括した業務年次報告書を年度終了後1カ月以内に市へ提出する。

4 農業集排水施設の運営業務

(1) 本業務の目的

本業務を適切に実施することを通じて、維持管理業務作業等の施設関係者及び地域住民等の安全を確保し、理解を得て、円滑に維持管理業務を実施することを目的とする。

(2) 本業務の基本方針

本業務の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 適切な内容の対策を講じ、施設関係者、地域住民等の安全を確保する。
- ② 適切な時期に適切な方法で、地域住民に対する維持管理業務等の説明等を実施し、維持管理業務に対する理解を得る。

(3) 本業務の内容

本業務は、農業集排水施設の維持管理業務に係る施設関係者、地域住民等に対する安全の確保及び地域住民等の理解増進に関する業務であり、内容は以下のとおりである。

ア 安全衛生対策

SPCは、関係法令等に基づき、維持管理業者、地域住民及び汚水処理施設を訪れる見学者等の安全衛生を確保するため、必要な対策を講じる。

イ 緊急時における体制等の確保

農業集排水施設の維持管理時においては、機械の故障、停電、処理機能の異常低下等の発生、各種機器及び化学薬品に由来する事故の発生、汚水の異常流入に起因する施設及び機械設備の水没、汚水の流亡等、予見できない事態が生じる可能性がある。こうした緊急時における体制等を整備する。

ウ 住民対応

SPCは、住民からSPCの実施する維持管理及び運営業務に関する質問、意見、苦情等が寄せられた場合には、適切に対応する。

エ 見学者の対応

SPCは、市の要請により、見学者に施設の見学をさせるとともに、業務内容等についての説明を行う。

(4) SPCが実施する業務

SPCは本業務に係るすべてを実施する。

#### (5) SPCが負担する費用

SPCは本業務に係るすべての費用を負担する。

#### (6) 本業務の実施に当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

##### ア 安全衛生対策

(ア) 安全衛生の確保に関する事項

必要な安全衛生対策として、以下の対策が必要と考えられる。

- ① 点検蓋の密閉、施設の確認
- ② 電気設備等の点検時及び機械設備等運転時の安全性の確保対策
- ③ 汚水や汚泥の貯留水槽での転落防止
- ④ ガス発生、臭気及び酸欠対策
- ⑤ 各室の換気対策
- ⑥ 薬品等取扱い時の安全性の確保対策
- ⑦ 各種作業時における衛生の確保
- ⑧ 汚水処理施設敷地内の清掃

(イ) 安全衛生に関する計画書の作成

SPCは、維持管理業務開始までに、前項(ア)及びSPCが必要と認める安全衛生対策の方法に関する計画書を市に提出し、市の確認を受ける。

##### イ 緊急時における体制の確保

(ア) 緊急時における対応マニュアルの整備

- ① SPCは、緊急時における組織連絡体制、緊急点検、緊急調査等の方法を明記した緊急時対応マニュアルを整備する。
- ② SPCは、維持管理業務開始までに、緊急時対応マニュアルを市に提出し、市の確認を受ける。

(イ) 緊急時の対応

- ① SPCは、緊急事態が発生したときは、緊急時対応マニュアルに従い、適切な措置を講じる。
- ② SPCは、緊急事態が発生したときは、緊急事態の内容、対応状況等について遅滞なく市へ報告する。

##### ウ 住民対応

(ア) 住民の苦情等に対する説明等

① 住民からSPCの実施する維持管理及び運営業務に関する質問、意見、苦情等が寄せられた場合には、SPCは適切に回答するものとする。ただし、その内容がPFI事業契約の変更を伴う場合には、対応について市と協議する。

② SPCは、住民からの質問、意見、苦情等に関する内容、回答及び講述した対応・対策を記録し、市へ報告する。質問、意見、苦情等の内容がSPCの行う業務以外の内容であった場合には、その旨を当該住民に説明するとともに、市へ報告するものとする。

(イ) 市が行う住民説明会への協力

SPCは、市からの要請があった場合には、市が行う住民説明会に参加するとともに、市の要請に応じて、SPCが行う業務について住民への説明を行う。

##### エ 見学者対応

(ア) 見学者対応の手順

施設の見学希望者の受付は市が行う。市は、施設の見学の日時及び対応方法をSPCと協議する。

(イ) 見学者への説明

- ① SPCは、市の要請により、見学者に施設の見学をさせるものとし、本施設の技術に関する事項及びPFIのSPCの業務に関する事項について説明する。
- ② SPCは、原則として現地における説明のみに対応する。

## 第4 本事業の早期効果発現のための業務

### 1 排水設備設置工事等

#### (1) 本業務の目的

地域環境保全に資する本事業の早期効果発現のためには、排水設備（対象家庭から公共までの宅内配管、水洗化施設等）の設置工事、受益者の負担軽減のための措置等を実施し、接続率の向上を図ることが重要と考えられる。

このため、SPC は、受益者の求めに応じ、自己負担が原則となっている排水設備設置工事等を本事業の業務として実施する。

#### (2) 本業務の基本方針

早期に排水設備設置工事に着手し、事業の早期効果発現に資することを基本方針とする。

#### (3) 本業務の内容

本業務は、SPC が行う排水設備設置工事を希望する受益者を対象とした業務であり、業務内容は以下のとおりである。

- ① 地元受益者団体との協定の締結
- ② 受益者への周知
- ③ 排水設備設置工事の実施
- ④ 排水設備設置工事に係る負担軽減に関する措置の実施
- ⑤ その他本業務に係る受益者からの相談等への対応

#### (4) SPC が実施する業務

SPC は本業務に係るすべてを実施する。

#### (5) SPC が負担する費用

- ① SPC は本業務に係るすべての費用を負担する。
- ② 本業務は、SPC と受益者との契約に基づき、受益者が任意に実施する工事であり、本業務に対する対価は、SPC 自らが受益者から徴収する。したがって、本業務に必要な費用について、市はこれを負担しない。

#### (6) 本業務の実施に当たった際の留意事項

SPC は、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

- ア 本業務の効率的推進のための措置  
本業務を効率的に推進するためには、排水設備設置工事における受益者負担の軽減が最も効果的と考えられる。このため、受益者負担の軽減に関する提案

を、応募者から広く提案を求めるものである。

#### イ 地元受益者団体との協定の締結

- ① SPC は、排水設備設置工事の実施に先立ち、地元受益者団体である加須市大越処理区農業集落排水事業組合と、工事内容、工事条件、負担額の算定基準、住民の費用支払い条件等を定めた協定を締結する。

- ② 上記協定の締結に当たり、SPC は、住民負担の軽減に関する提案を遵守する。

#### ウ 受益者への周知等

- ① SPC は、上記協定の内容等について、受益者への周知を行うものとする。
- ② 本業務に係る受益者からの相談等には誠意をもって対応する。

#### エ 排水設備設置工事の実施

- ① SPC は、上記協定に基づき、工事を希望する受益者と工事内容の協議を行い、工事契約を締結の上、工事を実施する。

- ② 工事を希望する受益者の要請に基づき家屋改良工事を併せて実施することとは妨げない。

- ③ 工事の実施に伴う各種トラブル処理に関わる責任はSPCが負う。

## 第5 事業終了時の措置

### 1 基本的な考え方

本事業終了後の維持管理については、市とSPCが協議の上、本施設の維持管理・運営業務を市に移管するか、あるいはSPCが引き継ぎ業務を実施するかを決定する。

本項は、本施設の維持管理・運営業務を市に移管する場合におけるSPCの業務を規定するものであり、SPCが引き継ぎ業務の実施を希望する場合の協議方法、手順及び業務実施条件については、別途市とSPCが協議の上、定めるものとする。

### 2 協議開始時期

SPCは、事業期間終了の5年前に、事業終了後に係る本施設の維持管理・運営等の措置について市と協議を開始するものとする。

### 3 維持管理・運営移管業務

#### (1) 本業務の目的

本業務は、本業務を適切に実施することを通じて、本施設の維持管理・運営業務移管後においても、本施設が求められる機能・品質を確保することを目的とする。

#### (2) 本業務の基本方針

本施設が求められる機能を有し、継続使用に支障のない状態で、市に業務を移管する。

#### (3) 本業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- ① 移管図書の作成
- ② 市が実施する事業終了前検査の受検
- ③ 終了前検査結果に基づき必要な施設の修正
- ④ 移管

#### (4) SPCが実施する業務

SPCは本業務に係るすべてを実施する。

#### (5) SPCが負担する費用

SPCは本業務に係るすべてを負担する。

## (6) 本事業の実施に当たっての留意事項

SPCは、本業務の実施に当たり、以下の事項に留意する。

### ア 市が求める事業終了時の施設の状態

事業終了時における施設が求められる状態は、以下のとおりである。

- ① 建屋及び土木構造物の主要構造部に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損（通常の経年劣化によるものを含む。）を除く。
- ② 汚水処理施設の設備、機器等及び管路施設の管、機器等に大きな汚損・損傷がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損（通常の経年劣化によるものを含む。）を除く。
- ③ 設備、機器等が本業務要求水準書及び当初の設計図書に規定されている基本的な性能（処理水質、流送流量、処理能力等）を満たしていること。ただし継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年劣化によるものを含む。）を除く。

### イ 移管図書の作成

SPCは、市の実施する終了前検査に当たり、以下の図書を市に提出するものとする。

- ① 施設設計図書（施設完成時の完成図書に、維持管理・運営期間中に行った修繕等の修正を加えたもの）
- ② 維持管理要領書（維持管理・運営期間中に必要な修正を加えたもの）
- ③ 本施設に関する修繕の記録
- ④ 維持管理の記録（水質検査の記録を含む）
- ⑤ 事業期間終了後の修繕計画書（事業期間終了後に修繕が必要となる設備・機器について修繕の時期等を記載する。）

### ウ 事業終了前検査

#### (ア) 検査の進め方

- ① 市は、施設の移管に先立ち、終了前検査を実施する。
- ② SPCは、市が行う検査に立ち会うとともに、移管図書及び施設の状態について、市の求めに応じて説明を行う。

#### (イ) 検査の内容

市は、事業終了時において市が求める施設の状態と施設設計図書及び現場との整合性を確認する観点から、以下の検査を実施する。

- (a) 汚水処理施設の性能検査

施設が総合的に所定の性能を発揮しているかを検査する。

- ① 汚水の流入量の検査
- ② 汚水処理フローの検査
- ③ 処理水の水质検査
- ④ その他必要な事項

(b) 汚水処理施設及び管路施設の機器等の作動検査  
設備、機器について作動状態を検査する。

- ① 異常な振動、音、発熱等の検査
- ② 開口部の開閉等可動部の検査
- ③ 正常な運転、機能の正常な発揮等の検査
- ④ その他必要な事項

(c) 汚水処理施設及び管路施設の建屋、土木構造物等の外観検査

通常の使用状態において目視が可能なものについて、以下の目視検査を行う。

- ① 汚損、鏽、破損、亀裂等の状況
- ② 浸水、漏水、防水、止水等の状況
- ③ 不明水の流入状況
- ④ その他必要な事項

工 終了前検査結果に基づき必要な施設の是正

SPC は、終了前検査において、市から指示のあった施設の是正を行う。

才 移管

移管に先立ち、SPC は、以下の業務を実施する。

- ① SPC は、機器の取扱い方法等に関する市職員等及び市が新たに契約した維持管理 SPC への適切な説明を行う
- ② SPC は、施設の継続使用に必要な消耗品等について、事業期間終了後 1 年間に必要となる数量を市に引き渡す。

本書で示した図書の発行元等

- 農業集落排水施設設計指針（平成 14 年度改訂版）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環環境技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
- 農業集落排水施設施工指針管路施設編（案）（平成 10 年 3 月）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環環境技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
- 農業集落排水施設施工指針汚水処理施設編（案）（平成 9 年 3 月）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環環境技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
- 農業集落排水施設（汚水処理施設）土木構造配筋要領（平成 15 年度）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環環境技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
- 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）（平成 12 年 4 月）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環環境技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）
- 農業集落排水施設汚水処理構造参考書（平成 13 年 5 月）  
編集：農業集落排水事業諸基準等作成全国委員会  
発行：社団法人 地域資源循環環境技術センター  
（旧 日本農業集落排水協会）

別紙一1 SPCが加入すべき保険

1 本施設の整備に係る保険

① 建設工事保険（または類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：農業集落排水施設の建設工事に発生した工事的目的物の損害を担保する。

担保範囲：本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。

保険期間：上記工事の着工日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者：SPCまたは建設請負人とする。

被保険者：SPC及びSPCのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース会社を含む。）を含むものとする。

保険金額：農業集落排水施設の建設工事費等（消費税を含む。）とする。

② 第三者賠償責任保険（または類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：工事遂行に伴って発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

担保範囲：本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。

保険期間：上記工事の着工の日から引渡日までの全期間とする。

保険契約者：SPCまたは建設請負人とする。

被保険者：SPC及びSPCのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース会社を含む。）を含むものとする。

保険金額：対人1億円/1名、10億円/1事故以上、対物1億円/1事故以上とする。

2 維持管理・運営業務に係る保険

① 第三者賠償責任保険（または類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

保険内容：農業集落排水施設等の使用、管理の欠陥に起因して発生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。

担保範囲：本事業の契約対象となるすべての施設を対象とする。

保険期間：維持管理開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者：SPCまたは維持管理請負人とする。

被保険者：市、SPC及びSPCのすべての下請負者を含むものとする。

保険金額：対人1億円/1名、10億円/1事故以上、対物1億円/1事故以上とする。

② 火災保険

保険内容：維持管理・運営期間中に発生した農業集落排水施設等の損害を担保する。

担保範囲：農業集落排水施設のうち建築部分を対象とする。

保険期間：維持管理開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。

保険契約者：SPCまたは維持管理請負人とする。

被保険者：市とする。

保険金額：農業集落排水施設のうち建築部分の建設工事費等（消費税を含む。）とする。



大越処理区内の公共施設一覧

名称	住所
1 前田集会所	加須市大字大越 134
2 中内集会所	加須市大字大越 525-1
3 長竹(八坂神社)集会所	加須市大字大越 761
4 原猪子集会所	加須市大字大越 1,893-2
5 大越地区消防団詰所	加須市大字大越 1,950-6
6 六軒三ツ谷集会所	加須市大字大越 1,913
7 堤崎集会所	加須市大字大越 3,357
8 新田集会所	加須市大字上樋遭川 3,775-3
9 樋口集会所	加須市大字大越 650
10 大越第2区会館	加須市大字大越 2,550-1
11 外野集会所	加須市大字外野 153
12 下耕地集会所	加須市大字外野 459
13 大越公民館	加須市大字大越 1,991
14 北胎集会所	加須市大字大越 2,827
15 馬場集会所	加須市大字大越 1,534
16 笹道集会所	加須市大字大越 1,418
17 大越駐在所	加須市大字大越 1,965
18 大川集会所	加須市大字大越 1,809
19 成美館集会所	加須市大字大越 894
20 利根川児童館	加須市大字大越 1,496-16
21 加須市(加須) せせ- (県)	加須市大字大越 1,496-23
22 大越小学校	加須市大字大越 2,115
23 大越幼稚園	加須市大字大越 2,163
24 大越第3区会館	加須市大字大越 3,117-2
対象外	加須市大字外野 350-1

流入人口算定表 (その1)

施設名 所在地	建築用途 区分	施設規模 または定員	建築用途別人員 (人)	流入率 (%)	流入人口 (人)	
					算定式	人口
市立大越小学校	8-1	定員 240	n=0.20P =0.20×240 = 48.0	8 (11/13 0)	N 48.0×0.08 = 3.8	4
市立大越幼稚園	8-1	定員 60	n=0.20P =0.20×60 = 12.0	20 (2/10)	N 12.0×0.20 = 2.4	3
市立大越公民館	1-1	延べ面積 401	n=0.08A =0.08×401 = 32.1	7 (2/30)	N 32.1×0.07 = 2.2	3
利根川児童館 大越 1,496 -16	1-1	延べ面積 262	n=0.08A =0.08×262 = 21.0	70 開き取 り)	N 21.0×0.70 = 14.7	15
加須サイクリン グセンター 大越 1,496 -23	7-0	(大) 5個 (小) 2個 (係数) 2.0	n=(20×+120)/8+113.40 =(20×5+120×2)/8+113.4 0	95 開き取 り)	N 27.6×0.95 = 26.2	27
大利根狐塚ホー ル(料亭) 大越 2,059	5-1	延べ面積 152	n=0.55A =0.55×152 = 83.6	50 開き取 り)	N 83.6×0.50 = 41.8	42
大利根狐塚ホー ル(旅館) 大越 2,059	3-1	延べ面積 152	n=0.075A =0.075×152 = 11.4	100 開き取 り)	N 11.4×1.00 = 11.4	12
シバノハコプラ サージュ(佛) 大越 1,359	9-1	延べ面積 83	n=0.06A =0.06×83 = 5.0	100 (6/6)	N 5.0×1.00 = 5.0	5
松葉屋うどん 大越 1988-1	5-1	延べ面積 120	n=0.55A =0.55×120 = 66.0	30 開き取 り)	N 66.0×0.30 = 19.8	20
大越郵便局 大越 2,481-1	9-1	延べ面積 150	n=0.06A =0.06×150 = 9.0	33 (1/3)	N 9.0×0.33 = 3.0	3

流入人口算定表 (その2)

施設名 所在地	建築用途 区分	施設規模 または定員	建築用選別人員 (人)	流入率 (%)	流入人口 (人)	
					算定式	人口
種崎医院 大越 1,460	4-0	延入面積 190 ㎡	n = 0.19A = 0.19 × 190 = 36.1	50 (間志取 0)	N = 36.1 × 0.50 = 18.1	19
丸高商店昭和シ エル 大越 3,136	7-ハ 1	1 営業所	n = 20(13/40) = 20 × (13/40) = 6.5	30 (間志取 0)	N = 6.5 × 0.30 = 2.0	2
天理教大越分教 会 大越 3,426	1-1	延入面積 50 ㎡	n = 0.08A = 0.08 × 50 = 4.0	70 (間志取 0)	N = 4.0 × 0.70 = 2.8	3
ミ工美容院 大越 1,538	5-1	延入面積 30 ㎡	n = 0.075A = 0.075 × 30 = 2.3	100 (業務排 水)	N = 2.3 × 1.00 = 2.3	3
アラキ理容 大越 1,971	5-1	延入面積 36 ㎡	n = 0.075A = 0.075 × 36 = 2.7	100 (業務排 水)	N = 2.7 × 1.00 = 2.7	3
立岡美容院 外野 579	5-1	延入面積 33 ㎡	n = 0.075A = 0.075 × 33 = 2.5	100 (業務排 水)	N = 2.5 × 1.00 = 2.5	3
刀力キ理容 大越 2,891-3	5-1	延入面積 31 ㎡	n = 0.075A = 0.075 × 31 = 2.3	100 (業務排 水)	N = 2.3 × 1.00 = 2.3	3
出井美容院 大越 2,320-1	5-1	延入面積 13 ㎡	n = 0.075A = 0.075 × 13 = 1.0	100 (業務排 水)	N = 1.0 × 1.00 = 1.0	1
野中自動車整備 工場						
小島製作所 大越 719	10-1	定員 6 人	n = 0.30P = 0.30 × 6 = 1.8	67 (4/6)	N = 1.8 × 0.67 = 1.2	2

流入人口算定表 (その3)

施設名 所在地	建築用途 区分	施設規模 または定員	建築用選別人員 (人)	流入率 (%)	流入人口 (人)	
					算定式	人口
石井工務店 大越 3,212	10-1	定員 2 人	n = 0.30P = 0.30 × 2 = 0.6	50 (1/2)	N = 0.6 × 0.50 = 0.3	1
アヤヤ自動車整 備 大越 2,756-3	10-1	定員 3 人	n = 0.30P = 0.30 × 3 = 0.9	0 (0/3)	地区内利用	0
秋山自動車工業						
(株) 秋野製作 所 外野 496	9-1	延入面積 300 ㎡	n = 0.06A = 0.06 × 300 = 18.0	52 (15/29 )	N = 18.0 × 0.52 = 9.4	10
長谷川製理 外野 312	10-1	定員 5 人	n = 0.30P = 0.30 × 5 = 1.5	20 (1/5)	N = 1.5 × 0.20 = 0.3	1
《株》夫越本工 房						
《株》埼玉国中 機研社一ビル						
《海》機研社一 ビル						
玄島ファーム 大越 865					【別紙-1 「流入人口 算定資料」参照】	2
宮 在官 大越 3,162	10-1	定員 1 人	n = 0.30P = 0.30 × 1 = 0.3	100 (1/1)	N = 0.3 × 1.00 = 0.3	1